

平成 18 年 1 月 18 日
健康福祉事業本部
児童青少年部保育課

(仮称)練馬区立東大泉第三保育園運営業務委託事業者選定方針

(仮称)練馬区立東大泉第三保育園(以下「東大泉第三保育園」という。)の運営業務委託事業者を選定するにあたり、運営業務委託事業者選定会議(以下「選定会議」という。)の選定方針を下記のとおり定める。

記

1 「選定会議」の位置付けと役割

「選定会議」は、東大泉第三保育園の運営業務委託事業者を選定するため、区長が設置する。「選定会議」の選定結果は区長に報告するものとし、区長は報告を尊重して委託事業者を決定する。

2 「選定会議」委員の役割

「選定会議」における各委員(以下「選定委員」という。)は、円滑な運営業務委託のため、次に掲げる選定趣旨を十分認識し、それぞれの職責や専門性に基づいて公正かつ適正に選定を行うものとする。

- (1) 区ならびに保護者との良好な関係を維持し、他の区立保育園と同等の保育園運営を実施すること。
- (2) 保育園職員を安定的かつ継続的に雇用すること。

3 事業者選定の考え方

- (1) 審査は、書類審査、現地調査、園長候補者に対するヒアリング等により行う。
- (2) 「審査基準表」は別紙を原案として「選定会議」が決定する。
- (3) 「選定基準の視点」は、審査の参考としての取扱いとし、公表の対象からは除外する。
- (4) 「最低基準」の設定ならびに取扱いについては、選定委員の合議により判断する。
- (5) 審査基準表のうち、「A 提案書等による審査」については、書類審査、現地調査、ヒアリング等に基づいて評点を行う。
- (6) 審査基準表のうち、「B 現地調査による審査」については、現地調査部会の報告に基づいて評点を行う。

- (7)平成17年度に運営業務委託事業者選定を実施した練馬区立光が丘第八保育園、向山保育園および石神井町つつじ保育園に応募があった事業者については、現地調査を改めて実施しない。上記園の運営業務委託事業者選定のために組織された選定会議において実施した現地調査部会報告を本「選定会議」の現地調査部会報告とする。
- (8)審査基準表のうち、「C 園長候補者ヒアリング等による審査」については、実際に園長候補者のヒアリングを実施し評点を行う。
- (9)委託事業者の候補者は、選定基準表「A」「B」「C」の評点結果ならびに区立保育園の運営業務委託事業者としてふさわしいかの観点から、選定委員の合議により決定する。

4 現地調査部会の位置付けと役割

現地調査部会は、「選定会議」の下部組織と位置付ける。

部会員は専門的な立場から、選定対象事業者が現在運営している認可保育園等の現地調査を実施する。調査にあたっては、保育内容を重視して調査する。

5 会議の公開

「選定会議」の議事および現地調査部会の調査は非公開で行う。

選定結果については、選定された事業者名と採点結果、落選した事業者の採点結果、ならびに「選定会議」の各回の要点記録を公表する。

選定事業者の提出書類ならびに「選定会議」に提出された会議資料の開示請求に対しては、練馬区情報公開条例に則り処理する。

6 その他

その他選定にかかわる具体的な方法等については、そのつど「選定会議」において決定する。